

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

秦野市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年9月7日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、改正するものであります。

秦野市印鑑条例の一部を改正する条例

秦野市印鑑条例（昭和 5 5 年秦野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者が登録印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）から受けようとするときは、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。）を使用してその端末機から申請しなければならない。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 2 9 日から施行する。

議案第 4 8 号 秦野市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(印鑑登録証明書の交付申請) 第 9 条 (略) 2 - 4 (略) <u>5 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者が登録印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）から受けようとするときは、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。）を使用してその端末機から申請しなければならない。</u> 附 則 この条例は、令和 3 年 1 月 2 9 日から施行する。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第 9 条 (略) 2 - 4 (略)

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

本市では、住民の利便性の向上と個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進を目的として、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている印鑑登録証明書等の証明書を交付する機能を有する端末機（マルチコピー機）から証明書を取得できるサービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）を、令和 3 年 1 月から開始する予定です。これにより、市役所や連絡所の受付時間外でも証明書を取得することが可能となります。

印鑑登録証明書については、申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってきましたが、個人番号カードの個人認証機能を利用することで、申請者が店舗の端末機を自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようになります。このため、個人番号カードを使用して端末機から申請を行った者に対し、その端末機から印鑑登録証明書を交付できるようにするための改正を行うものです。

2 コンビニ交付サービスについて

- (1) 全国約 55,000 店舗の端末機において休日でも証明書が取得できます（年末年始を除く。）。
- (2) 午前 6 時 30 分から午後 11 時まで利用が可能です。
- (3) 取得できる証明書等の種類
 - ア 住民票の写し
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 税証明（最新年度の「市県民税課税証明書」）

3 改正条例の施行日

令和 3 年 1 月 29 日